

八女市議会議員一般選挙電子投票実施支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和9年4月に執行を予定している八女市議会議員一般選挙において、電子投票システムを導入し、円滑かつ適正な選挙運営を行うための実施支援業務に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

八女市議会議員一般選挙電子投票実施支援業務委託

(2) 業務内容

「八女市議会議員一般選挙電子投票実施支援業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年5月14日（金）まで  
（選挙執行後の事後処理期間を含む）

(4) 業務場所

八女市域（八女市選挙管理委員会が指定する投票所、開票所及びその他の場所）

(5) 提案限度額

23,229,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

※ 上記金額には、電子投票を実施するために必要な機器の導入費用のほか、選挙事務が支障なく、公正、適正かつ確実に執行できるよう、運用面での人的支援サポートに係る経費を含めるものとする。

(6) 調達方法

電子投票システムの調達方法は、レンタルとする。ただし、投票データを記録する電磁的記録媒体、記録媒体を保護するケース（封印するシール含む。）等は、購入による調達とする。

(7) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(8) 契約金額支払方法

本業務完了後、契約金額を一括で支払う。（令和９年度予算により執行）

### 3 スケジュール

| 項 目            | 期 日           |
|----------------|---------------|
| 公募開始           | 令和８年１０月１日（木）  |
| 質問書提出期限        | 令和８年１０月８日（木）  |
| 質問に対する回答       | 令和８年１０月１３日（火） |
| 参加申込書提出期限      | 令和８年１０月１６日（金） |
| 企画提案書等提出期限     | 令和８年１０月３０日（金） |
| 審査会（プレゼンテーション） | 令和８年１１月１０日（火） |
| 審査結果通知・公表      | 令和８年１１月中旬     |

※ 受付や提出については、八女市の休日を定める条例（平成元年八女市条例第１７号）に規定する市の休日を除く午前８時３０分から午後５時までとする。

### 4 参加資格

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- （２） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （３） 八女市競争入札参加指名停止等措置要領（令和７年２月１４日決裁）に定める指名停止要件に該当しないこと。
- （４） 八女市暴力団排除条例（平成２２年八女市条例第１０号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- （５） 業務一括を再委託しない者であること。
- （６） 採用する電子投票システムについては、総務省の電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱に基づき実施される適合確認検査において、技術的条件を満たしていること。ただし、現時点で当該適合確認を申請中である等の理由により、本プロポーザルへの参加時点で当該要件を満たしていない場合であっても、審査会の実施日前日までに確実に適合通知を受ける見込みがある者に限り、参加を認めるものとする。

## 5 参加申込手続

### (1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）
- イ 事業所概要（様式第2号）
- ウ 業務実績書（様式第3号）
- エ 予定担当者調書（様式第4号）
- オ 八女市における入札参加資格審査申請受付書
- カ 採用する電子投票システムにおける電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱に基づく検査確認結果報告書（写し）

### (2) 部数

各1部

※八女市競争入札参加資格者でない場合は、次の書類も併せて提出してください。

- ア 商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）
- イ 本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納が無いことが確認できるもの）
- ウ 誓約書（様式第8号）及び役員等調書（様式第9号）
- エ 支店又は営業所の場合、本社の委任状

### (3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。提出期限後の提出は認めないが、採用する電子投票システムにおける電子投票システムの技術的条件に係る適合確認実施要綱に基づく検査確認結果報告書（写し）については、提出期限時点において提出ができない状況であっても、審査会前日の午後5時までに提出することができれば、参加を認めるものとする。

### (4) 提出場所

「14 事務局」に記載のとおり。

### (5) 提出期限

令和8年10月16日（金）午後5時まで

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等に関する質問については、質問票（様式第5号）に記入の上、事務局宛電子メール又はFAXで提出すること。電話及び口頭による質問、質問期限後の質問は受け付けない。

### (2) 質問期限

令和8年10月8日（木）午後5時まで

### (3) 回答日及び回答方法

令和8年10月13日（火）午後5時までに八女市のホームページにて公開する。

## 7 企画提案書の提出方法

「5 参加申込手続」により参加申込した事業者は、次のとおり提案企画書を提出すること。

### (1) 提出書類

「8 企画提案書について」に記載のとおり

### (2) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したもの限り受け付ける。

### (3) 提出場所

「14 事務局」に記載のとおり。

### (4) 提出期限

令和8年10月30日（金）午後5時まで

## 8 企画提案書について

企画提案書については、次のとおりとする。

### (1) 内容

ア 企画提案書表紙（様式第6号）

イ 企画提案書

・様式は任意とするが、用紙はA4を基本とし、A3の場合は折込にするこ

と。

- ・片面40ページ以内とし、提案内容は簡潔に表現すること。
- ・仕様書「3 電子投票システムの技術的・基本条件」から「7 人的支援体制」に示す各項目について記載すること。また、仕様書に示す項目のうち、提案により変更したい内容があれば記載すること。

ウ 業務工程表（様式は任意とする。）

エ 参考業務見積書及び内訳書（様式は任意とするが、金額は消費税及び地方消費税を除き、提案限度額以下とすること。また、提出の際は封入封印をしておくこと。）

(2) 提出部数

正本1部、副本5部

## 9 審査

参加資格要件を満たすと認めた事業者に対し、別表「審査項目」に基づいたプレゼンテーション審査を実施する。なお、当該プレゼンテーション審査は、非公開とする。

(1) 日時

電子メールで別途通知する。

(2) 場所

八女市役所

(3) 出席者

出席者は3名以内とする。

(4) 所要時間

60分以内（準備10分、説明30分（デモンストレーションを含む）、審査員によるデモ機操作10分、質疑応答10分）

デモンストレーションについては、投票所に見立てた会場において、実際の記載台を用いた上で、デモ機を使用した一連の投票動作（受付から投票完了まで）を実演すること。その際、有権者及び投票所スタッフ双方の視点から操作性を確認できる内容とすること。なお、デモンストレーション終了後、審査員が直接デモ機を操作し、システムの挙動等を確認する時間を設けるものとする。

(5) 内容

説明は、企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

## (6) 使用機器

パソコンは参加者が用意すること。電源、プロジェクター、スクリーン、ディスプレイケーブル、延長コード、記載台は本市で用意する。ただし、提案されるシステムの形状により記載台への設置が困難な場合は、別途協議するものとする。

## 10 結果通知等

### (1) 優先契約交渉事業者の決定

企画提案評価項目（主観的評価）における評価点の合計が当該評価項目の満点の6割に満たない企画提案者については、客観的評価（価格点等）の点数に関わらず、失格とする。

審査において、企画提案者（前段の規定により失格となった者を除く。以下同じ。）のうち、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得た者が複数のときは、企画提案評価の項目で最も評価の高い者を候補者とする。

ただし、候補者となった者の総合点（企画提案評価項目と客観的評価項目の点数を合計をいう。）が6割に満たないときは、候補者の決定を行わず、再公募するものとする。

企画提案者が1者の場合において、その総合点が6割以上を得たときは、当該提案者を候補者として決定する。総合点が6割に満たない場合は、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

### (2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、八女市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでの間に国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

## 11 契約締結

審査の結果、候補者として決定した者と本業務の契約交渉を行う。なお、次のいずれかに該当し、その者と契約が締結できない場合は、次点者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「4 参加資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

## 1 2 情報公開及び提供

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、八女市情報公開条例（平成14年八女市条例第23号）に基づき公開する。

## 1 3 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込（参加表明）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式第7号）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は原則として認めない。ただし、投票日当日の投票所における電子投票システムの運営に係る支援員等、企画提案書において再委託先及び業務範囲が明確にされているものについては、この限りではない。
- (5) 提出書類等は返却しない。
- (6) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (7) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者が協議の上、決定することとする。
- (8) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (9) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (10) 次の場合、提出書類等は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
  - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合

エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合

(11) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(12) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。

(13) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

#### 14 事務局

〒834-8585 福岡県八女市本町647番地

八女市選挙管理委員会事務局

電話番号：0943-23-1224

FAX番号：0943-22-2186

メールアドレス：yamesenkyo@city.yame.lg.jp